

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

五洋建設株式会社 東京都文京区後楽2-2-8

令和6年12月17日～令和7年1月30日（1か月2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

日吉建設株式会社 北海道札幌市豊平区美園4条2丁目1番5号

令和6年12月17日～令和6年12月30日（2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である五洋建設（株）及び日吉建設（株）は、北海道支社が発注した「後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ橋工事」において、P8深礎坑内で鉄筋組立作業を行っていたところ、エンジン式溶接機から排出される一酸化炭素が、換気設備の不備（送風機の吐出口がエンジン式溶接機より高い位置であったこと等）により坑内に滞留し、作業員4名が一酸化炭素中毒となる安全管理措置の不適切による工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上